

枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集に関する質問書(桜丘北保育所)

|   | 質問内容   | 回答  |
|---|--|---|
| 1 | <p>移管時は保育所という指定がありますが、施設整備時に認定こども園への移行をすることはできますか。</p> | <p>枚方市立保育所(桜丘北保育所)民営化に係る運営法人募集要項(令和5年4月1日移管分)では、「保育所」での移管としておりますので、令和5年4月の民営化時点では「保育所」として運営をしていただくこととなります。ただし過去に民営化した施設において、認定こども園への移行予定の施設もありますので、移管後認定こども園への移行を検討される場合は、保護者の方に説明を行い、理解を得た上で進める必要があります。</p>  |
| 2 | <p>医療的ケア児を受け入れた場合、補助金は支給されますか。</p>                     | <p>医療的ケア児を受け入れた場合は、保育対策総合支援事業費補助金の医療的ケア児保育支援事業を活用し、国基準額に基づき、1施設あたり年額5,320千円を補助させていただく予定です。<br/>         なお、補助額については、令和3年度の基準額であり、民営化する令和5年度には変更となる可能性もあります。また、本市の制度制度も国の制度変更等に伴い今後変更となる場合がありますので、ご了承ください。</p> |